教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成28年12月27日　秋田県教育委員会

１　（１）　失効した免許状

氏名　柴田　良隆、本籍地　秋田県

免許状の種類、番号

①　小学校教諭二種免許状
平成24小二第11号

②　中学校教諭一種免許状（英語）
平成24中一第55号

③　高等学校教諭一種免許状（英語）
平成24年高一第162号

授与年月日　平成25年３月22日

免許状の種類、番号

④　小学校教諭一種免許状
平成26小一第４号

⑤　中学校教諭専修免許状（英語）
平成26中専第17号

⑥　高等学校教諭専修免許状（英語）
平成26高専第23号

授与年月日　平成27年３月22日

授与権者　秋田県教育委員会

（２）　失効年月日　平成28年８月29日

（３）　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

２　（１）　失効した免許状

氏名　遠藤　秀子、本籍地　秋田県

免許状の種類、番号

①　小学校教諭一級普通免許状
昭56小一普第174号

②　中学校教諭一級普通免許状（家庭）
昭56中一普第330号

③　高等学校教諭二級普通免許状（家庭）
昭56高二普第318号

授与年月日　昭和57年３月20日

授与権者　秋田県教育委員会

（２）　失効年月日　平成27年２月28日

（３）　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

３　（１）　失効した免許状

氏名　住吉　優子、本籍地　秋田県

免許状の種類、番号

①　中学校教諭一級普通免許状（社会）
昭56中一普第3856号

②　高等学校教諭二級普通免許状（社会）
昭56高二普第3663号

授与年月日　昭和57年３月31日

授与権者　神奈川県教育委員会

免許状の種類、番号

③　小学校教諭二級普通免許状
昭57小二普第34号

授与年月日　昭和58年２月25日

免許状の種類、番号

④　小学校教諭一種免許状
平６小一第13号

授与年月日　平成６年12月26日

授与権者　秋田県教育委員会

（２）　失効年月日　平成28年9月13日

（３）　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年12月27日　静岡県教育委員会

１　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
幼稚園教諭一種免許状、静岡県教育委員会、静岡県、増田　貴史

２　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不詳の白骨死体

上記の者は、平成28年10月25日午後１時30分頃、千葉市中央区弁天３丁目１番１号千葉公園内蓮池の水中にて人骨（火葬されたと思われる焼骨）が発見されたものである。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は保管しています。お心当たりの方は、千葉市中央保健福祉センター社会援護第二課まで申し出てください。

平成28年12月27日

千葉県　千葉市長　熊谷　俊人

解散命令公告

浜松市公告

下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成28年12月27日

浜松市長　鈴木　康友

記

命令の要旨

中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

佐久間砂利事業協同組合　浜松市天竜区佐久間町中部475－１

セイブ住建協同組合　浜松市南区新橋町747－１

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、浜松市に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、浜松市を被告として（訴訟においては浜松市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前であっても、この処分があった日（審査請求をした場合であっては、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすることまたは処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

東京都千代田区神田錦町三丁目二十一番地

株式会社ヒューマンリソシア

代表清算人　小林　一彦

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

札幌市中央区大通西五丁目八番地昭和ビル八階

株式会社リーバック・セカンドファンド

代表清算人　小野沢　隆

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

宮城県岩沼市中央二丁目五番三〇号

株式会社松山商店

代表清算人　清野　芳子

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

福島県福島市小田字大久保八番地の八

株式会社ビルダー

代表清算人　鈴木　武彦

解散公告

当社は、平成二十八年十二月一日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県三郷市さつき平一丁目四番一一一三〇八号

株式会社隗建築設計室

代表清算人　中野　正則

解散公告

当社は、平成二十八年十二月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県志木市中宗岡二丁目九番九号

有限会社教材ドットコム

清算人　吉田　喜彦